

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>第3条及び第4条</u> 削除</p>	<p>附 則</p> <p><u>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p><u>第3条</u> 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合には、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第14条若しくは第15条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</p> <p><u>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p><u>第4条</u> 令和2年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	

○北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

制 定 平成 19 年 11 月 22 日条例第 31 号
最近改正 令和 2 年 11 月 16 日条例第 5 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 後期高齢者医療給付（第 2 条）
- 第 3 章 保健事業（第 3 条）
- 第 4 章 保険料（第 4 条—第 2 2 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 3 条）
- 第 6 章 罰則（第 2 4 条—第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第 2 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、3 万円を支給する。

第 3 章 保健事業

第 3 条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査その他の必要な事業を行う。

2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第 4 章 保険料

（保険料の賦課額）

第 4 条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「法」という。）第 1 0 4 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 9 9 条第 2 項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（保険料の所得割額）

第 5 条 前条第 1 項の所得割額は、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第 9 条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第 1 0 条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 2 9 号。以下「施行規則」という。）第 8 3 条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第 1 2 条第 3 号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第 8 5 条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第 1 1 6 条第 2 項第 1 号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条第1項の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項で定めるところにより算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条 令和2年度及び令和3年度の所得割率は、100分の10.98とする。

(被保険者均等割額)

第9条 令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、52,048円とする。

(保険料の賦課限度額)

第10条 第4条第1項の賦課額は、64万円を超えることができない。

(賦課期日)

第11条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(保険料の賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第6条の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定め

る方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 前2項の規定により算定した保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
 - (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に28万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
 - (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規

定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であった被保険者（前条第1項第1号及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他広域連合長が別に定めること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他広域連合長が別に定めること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事

項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第20条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第21条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

- 2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。
- 3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 4 第2項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げ、前項の規定により算定した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(延滞金の納付)

第22条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第6章 罰則

第24条 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第25条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第26条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第27条 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金(広域連合が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第28条 前4条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものに係る第14条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

第3条及び第4条 削除

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平20. 7. 17条例8)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する

る条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平20. 11. 21 条例10）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平21. 2. 20 条例1）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平21. 5. 18 条例4）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平22. 2. 19 条例1）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平22. 3. 31 条例3）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 2. 18 条例1）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 2. 23 条例1）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平25. 2. 21 条例4）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する

附 則（平26. 2. 24 条例1）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平27. 2. 19 条例3）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平 28. 2. 18 条例 3）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平 29. 2. 14 条例 1）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平 30. 2. 23 条例 3）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平 30. 8. 1 条例 4）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平 31. 2. 26 条例 2）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令 2. 2. 25 条例 1）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令 2. 4. 10 条例 4）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 5 条から附則第 7 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令 2. 11. 16 条例 5）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令 . . . 条例）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

後期高齢者医療保険料軽減特例 の見直しについて

平成30年12月25日

厚生労働省保険局高齢者医療課

低所得者への保険料軽減の特例措置の改正経緯①

<特例措置導入の経緯>

○ 後期高齢者医療制度では、低所得者対策として、世帯の所得に応じて均等割の7・5・2割の軽減措置が制度上設けられている。

○ しかしながら、後期高齢者医療制度の施行に当たって、審議や報道等においては、後期高齢者医療制度は低所得者への配慮が不十分という批判が多かった。これを受け、政府・与党において、低所得の高齢者の負担軽減についての議論が行われ、平成20年6月に政府・与党決定により、平成20年度及び平成21年度以降の保険料軽減の特例措置が決められた。

※ 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について（抄） 平成20年6月12日 政府・与党

1. 保険料の軽減対策

(1) 所得の低い方への配慮として、7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減とする。

(2) 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入210万円程度まで)について、所得割額を50%程度軽減する。

(3) (略)

(4) これらの措置は、平成21年度から実施し、今年度においては、経過的な軽減対策を講ずる。

<平成20年度の特例措置の取扱い>

○ 平成20年6月時点で、既に半分以上の広域連合で保険料の確定賦課が終わっていたため、軽減特例措置を導入すると、保険料の還付を行わなければならない、現場の混乱を招く可能性があった。このため、均等割7割軽減対象の低所得者については、10月以降の保険料を徴収しないこととし、**実質均等割8.5割の軽減を行った。**

※ 長寿医療制度における保険料の軽減について（抄） 平成20年6月3日 与党プロジェクトチーム

(20年度における当面の対策)

① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。(8.5割軽減。月額保険料は全国平均約1,000円→約500円)

② 上記②の所得層(※年金収入153万円から211万円)について、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。

<平成21年度以降の特例措置の取扱い>

○ 平成21年度から平成25年度までは、毎年度の補正予算により、平成26年度以降は、当初予算により、特例措置を継続中。

※ 高齢者医療制度の見直しに関する基本的な考え方（抄） 平成21年4月3日 与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム

3. 高齢者の保険料等

高齢者の保険料等については、現下の社会経済情勢等にかんがみ、以下の措置を講じる。

① 平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で、平成21年度に7割軽減となる方については、引き続き、8.5割軽減となるようにする。

② 均等割9割軽減及び所得割5割軽減について、平成22年度及び平成23年度の財政運営期間においても全額国費による継続を検討する。

低所得者への保険料軽減の特例措置の改正経緯②

<見直し内容>

○医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日 社会保障制度改革推進本部決定)において、後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、次の通りとされた。

※医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日 社会保障制度改革推進本部決定) (抄)

6 負担の公平化等

④後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し

- ・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、特例として実施してから7年が経過する中で、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割となっていることなど不公平をもたらしており、見直しが求められている。
- ・このため、後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。

○保険料軽減特例については、平成29年度予算編成の過程で、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

- ・平成29年度より、所得割の軽減特例を2割軽減、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を7割軽減
- ・平成30年度より、所得割の軽減特例を廃止し、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を5割軽減
- ・平成31年度より、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を廃止

に見直すこととされたが、均等割の軽減特例の見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされた。

※平成29年度予算編成に当たっての財務大臣・厚生労働大臣の合意 (抄) 平成28年12月19日大臣折衝事項

<医療制度改革>

(3) 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し

ー所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、下記の通り段階的に本則に戻す。なお、均等割の軽減特例の見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

- ・所得割の軽減特例を2割軽減、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を7割軽減とする。【平成29年4月施行】
- ・所得割の軽減特例を廃止し、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を5割軽減とする。【平成30年4月施行】
- ・元被扶養者に対する均等割の軽減特例を廃止する。【平成31年4月施行】

※今後の社会保障改革の実施について (抄) 平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部決定

(2) 後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に関し、(参考) <医療制度改革>の(3)のとおり、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例の見直しについて

「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定）を踏まえ、後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（9割軽減及び8.5割軽減）について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施することとし、2019年10月から当該軽減特例に係る国庫補助を廃止し、当該後期高齢者の保険料を本則の7割軽減とする。

なお、現行の9割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税率の引上げに当たって年金生活者支援給付金が支給されることなどを踏まえ、現行の8.5割軽減が適用される者に対し、2019年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助の廃止により負担増となる所要額について特例的に補填を行う。

※平成31年度予算編成にあたっての財務大臣・厚生労働大臣の合意事項（平成30年12月17日大臣折衝事項）より抜粋

(参考) 平成31年度以降に規定する年間保険料の軽減措置の考え方

	現行:9割軽減の方	現行:8.5割軽減の方
30年度 まで	本則の7割軽減に上乗せして、予算措置として2割上乗せ	本則の7割軽減に上乗せして、予算措置として1.5割上乗せ
31年度	<p>【国庫補助】 10月以降の国庫補助(2割上乗せ)を廃止 2割上乗せの半年分(=1割相当)のみ</p> <p>【条例で規定が考えられる年間保険料の軽減措置】 結果として、通年で8割軽減に相当</p> <p>※あわせて、10月より、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金(月額 ~5,000円)の支給を実施(以後継続)</p>	<p>【国庫補助】 10月以降の国庫補助(1.5割上乗せ)を廃止 ただし、8.5割との差(1.5割)を特例的に補填</p> <p>【条例で規定が考えられる年間保険料の軽減措置】 徴収する保険料額に補填額を反映させると、結果として、前年度と同じ</p>
32年度	<p>【国庫補助】 国庫補助(2割上乗せ)廃止の満年度化</p> <p>【条例で規定が考えられる年間保険料の軽減措置】 本則(7割軽減)</p>	<p>【国庫補助】 8.5割との差(1.5割)を9月まで特例的に補填 1.5割上乗せの半年分(=0.75割相当)のみ</p> <p>【条例で規定が考えられる年間保険料の軽減措置】 徴収する保険料額に補填額を反映させると、結果として、通年で7.75割軽減に相当</p>
33年度	32年度と同じ	本則(7割軽減)